

島根県指定文化財の指定について

令和8年8月3日（月）に開催された島根県文化財保護審議会において、下記の文化財を島根県指定有形文化財に指定するよう答申されました。

1 山中家文書

- (1) 種 別 有形文化財（古文書）
- (2) 名称・員数
やまなかけもんじょ
山中家文書 100 点
(内訳は別表1のとおり)
- (3) 所在地 大田市大森町イ 1597-3 石見銀山世界遺産センター
- (4) 所有者 大田市
- (5) 時 代 江戸～明治時代 18 世紀から 19 世紀
- (6) 概 要
江戸時代に大森代官所に出仕した銀山附地役人山中家に伝わる古文書群のうち、由緒書・親類書*100 点。
つきじやくにん
ゆいしよがき しんるいがき
*由緒書とは、各地役人の家ごとに、歴代の来歴・身分・俸禄等の情報がまとめられたもの。親類書は地役人の家族・親類について記されたもの。

石見銀山とその周辺地域は、慶長5年（1600）の関ヶ原合戦の後、徳川氏の直轄領に編入され、奉行、のちに代官による支配を受けることになった。江戸幕府による石見銀山支配の中で、主に鉱山に関わる業務を担う存在として召し抱えられたのが、銀山附地役人である。

山中家は、慶長8年（1603）に初代・山中市兵衛いちべえが石見銀山奉行・大久保長安によって召し抱えられて以降、代々石見銀山において地役人を勤めた家で、地役人としての活動に関わる史料をはじめとして、近世・近代の史料が多く残されている。

山中家文書所収の由緒書・親類書は、銀山附地役人たちの系譜を伝える史料である。由緒書・親類書の大半は江戸時代のものであるが、幕長戦争後に多くの地役人たちが大森を離れた後、帰国や帰農、士族復族等に関する歎願活動が展開する明治期に作成されたものも含んでいる。

なお、100 点のうち 19 点は、平成 5 年（1993）3 月 17 日に大田市の有形文化財（古文書）に指定されている。

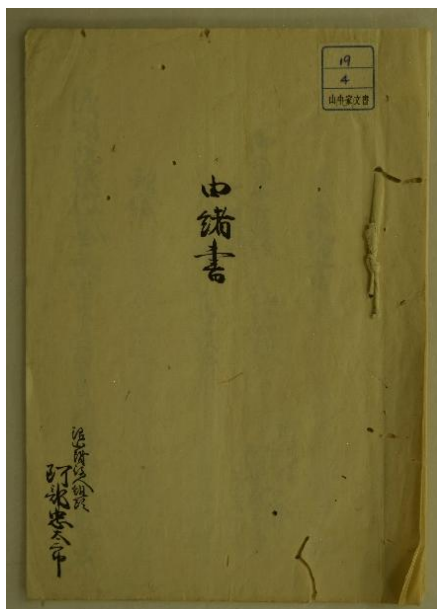
(7) 指定の理由

由緒書・親類書は、江戸幕府による石見銀山支配において重要な位置を占める地役人について、詳細な情報を得ることができる基礎史料として重要である。特に山中家文書所収の由緒書は、山中家に限らず、諸家のものを一括して所蔵している点が特異である。年代は、上限が宝暦 5 年（1755）、下限が明治 31 年（1898）であり、特に天保 13 年（1842）と弘化 4 年（1847）に集中して残されている。19 世紀段階の江戸幕府の郡代・代官と役所別属僚構成を記した『県令集覧』に掲載される地役人数から換算すると、当時の地役人の約 4 分の 3 の家の歴代当主の氏名や経歴が山中家文書の由緒書・親類書から判明する。

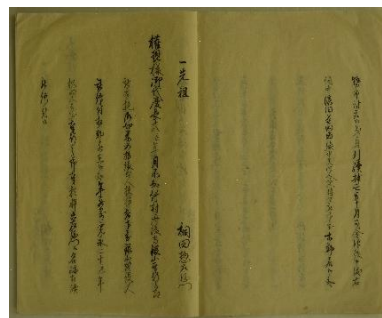
多くの銀山附地役人の系譜や各時期の動向をたどることができる本古文書群は、江戸時代の石見銀山を研究するための基礎史料としての重要性が明らかであり、島根県指定文化財として保護することが適当である。

(参考文献)

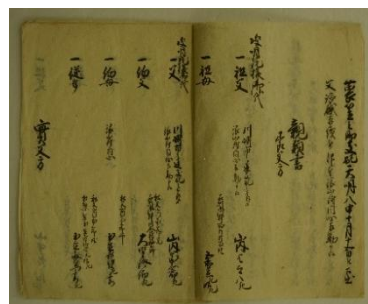
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書 石見銀山附地役人由緒書』島根県教育委員会、2005 年
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書 16 石見銀山附地役人山中家文書目録』島根県教育委員会、2021 年



▲阿部家の由緒書
(文政 8 年、表紙)



▲山中家の親類書（寛政 8 年、見開き）



▲桐田家の由緒書（明治 3 年、見開き）

2 阿部家文書

- (1) 種 別 有形文化財（古文書）
- (2) 名称・員数
阿部家文書 35 点
(内訳は別表 2 のとおり)
- (3) 所在地 大田市大森町イ 1597-3 石見銀山世界遺産センター
- (4) 所有者 大田市
- (5) 時 代 江戸～明治時代 17 世紀から 19 世紀
- (6) 概 要

江戸時代に大森代官所に出仕した銀山附地役人阿部家に伝わる古文書群のうち、石見銀山の歴代奉行・代官の書状 32 点と由緒書・親類書 3 点の計 35 点。

阿部家は、慶長 6 年（1601）に初代・阿部清兵衛が石見銀山奉行・大久保長安によって召し抱えられて以降、代々石見銀山において地役人を勤めた家である。本史料 35 点はいずれも縁戚関係にあった宗岡家から譲られたものと考えられる。

宗岡家の初代・弥右衛門は、戦国大名毛利氏の銀山役人として仕え、慶長 5 年（1600）に石見銀山接收のために徳川氏の御上使として下向した大久保長安に召し抱えられて銀山附地役人となる。阿部家文書所収の歴代奉行・代官書状 32 点は、宗岡家に宛てた書状である。また、親類書も、宗岡家に関する情報がまとめられた史料である。

(7) 指定の理由

特筆すべきは、初代石見銀山奉行の大久保長安の書状 10 通である。大久保長安の下で諸国の鉱山経営に活躍した宗岡弥右衛門に宛てたこれらの書状には、石見銀山・佐渡金銀山の経営に関して大久保長安が出した指示が詳細に記されており、大久保長安による鉱山経営の手法を伝える貴重なものである。

また、大久保長安以外にも、点数の少ない江戸前期の奉行発給文書が残されており、代官時代の書状も含めて江戸前期から後期にかけての石見銀山支配の変化を知る上でも重要な古文書群である。

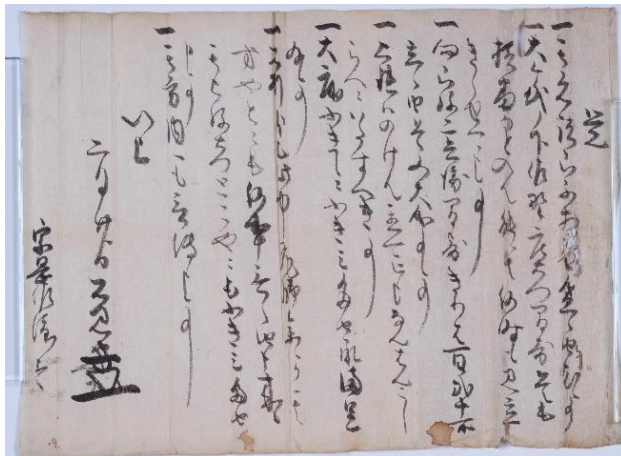
また、由緒書・親類書は、宗岡家の系譜を詳細に伝える史料であり、江戸幕府による石見銀山支配において重要な位置を占めた地役人について知る手がかりとなる。

阿部家文書所収の本史料は、歴代奉行・代官書状、由緒書・親類書とも

に、江戸時代の石見銀山を研究するための基礎史料としての重要性が明らかであり、島根県指定文化財として保護することが適当である。

(参考文献)

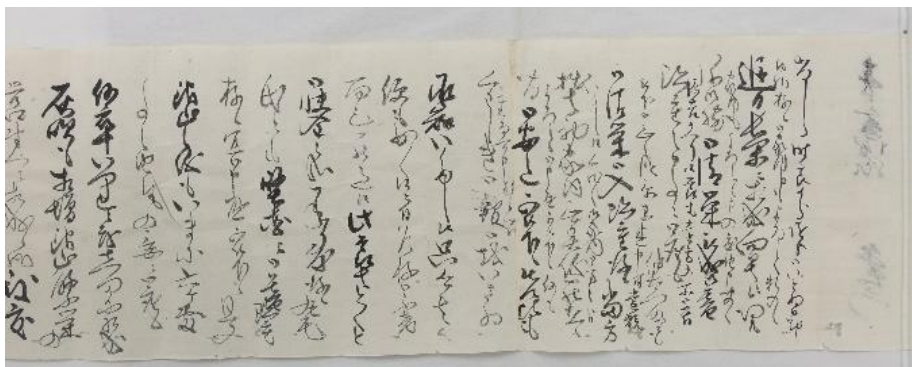
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅱ 近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、2006 年
- ・『石見銀山歴史文献調査報告書 15 石見銀山附地役人阿部・河島・宗岡家文書目録』島根県教育委員会、2020 年



▲初代奉行・大久保長安書状



▲宗岡家由緒書



▲代官・川崎平右衛門書状

3 雲州風土記（出雲風土記鈔）

- (1) 種 別 有形文化財（典籍）
- (2) 名称・員数
雲州風土記（出雲風土記鈔） 4冊
- (3) 所在地 出雲市大社町杵築東 99 番地 4
- (4) 所有者 島根県（古代出雲歴史博物館保管）
- (5) 時 代 江戸時代前期（天和 3 年〔1683〕）
- (6) 法量・形態 各冊 27.8×19.7 cm
- (7) 概 要

「出雲風土記鈔」とは、天和 3 年（1683）に松江藩神門郡奉行の岸崎佐久次時照^{じときてる}によって著された、『出雲国風土記』の最初の本格的注釈書である。岸崎は、松江藩地方役人として培った知識をもとに郷の比定などの詳細な注釈を加えている。

「出雲風土記鈔」は、現在までに複数の写本が確認されており、本書もその一つと考えられる。本書には、天和 3 年 5 月付の岸崎による序文、同年陽月（10 月）付の北島国造家に近い人物である松林寺の宏雄による序文、同年臘月^{ろうげつ}（12 月）初日付の宏雄跋文^{ぼつぶん}があり、それらによると、岸崎が宏雄のもとに原稿をもちこんで添削してもらい、それを宏雄の甥である北島国造家の伝之丞が欲したため、宏雄が与えたとある。また、本書には、北島国造家の神職である出雲氏・佐草氏・荏田氏^{えだ}らの蔵書印が確認できる。

(8) 指定の理由

本書は長らく北島国造家周辺に伝わったものと考えられ、伝来過程を知ることができる点において貴重な写本といえる。

これまで最も良質な写本としては、島根大学附属図書館所蔵の「出雲風土記鈔」（桑原家本）が知られてきたが、今回の調査によって桑原家本が本書を忠実に書写していることが明らかになった。したがって、本書は桑原家本の祖本として位置づくものであり、現在確認されている中で最古の「出雲風土記鈔」の写本と考えられる。その貴重性を有する本書は、島根県指定として保護するにふさわしいものである。

（書誌情報）

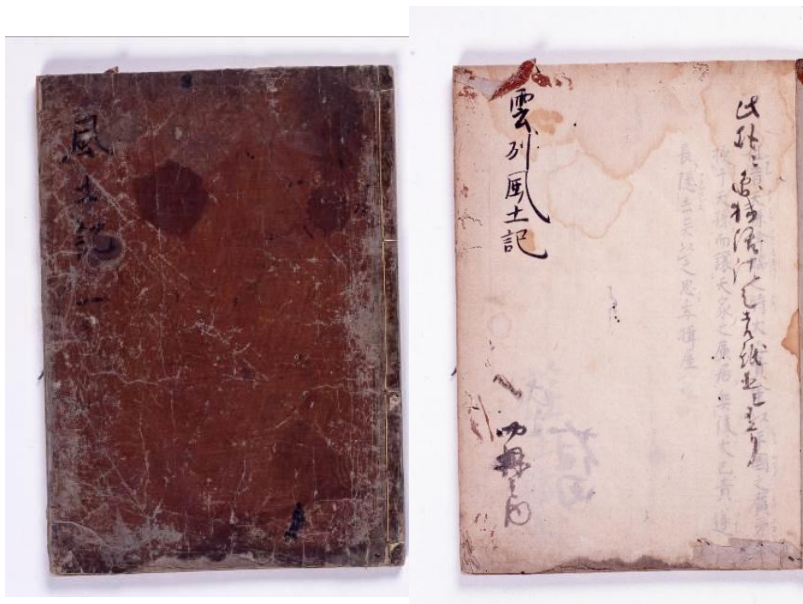
【表 題】 1冊目「風土記 一」、2冊目「風土記 二」、3冊目「風土記 三」、4冊目「風土記 四」

【内 題】 雲州風土記

【丁 数】 1冊目 42丁、2冊目 39丁、3冊目 51丁、4冊目 50丁
各冊冒頭に遊紙1丁あり

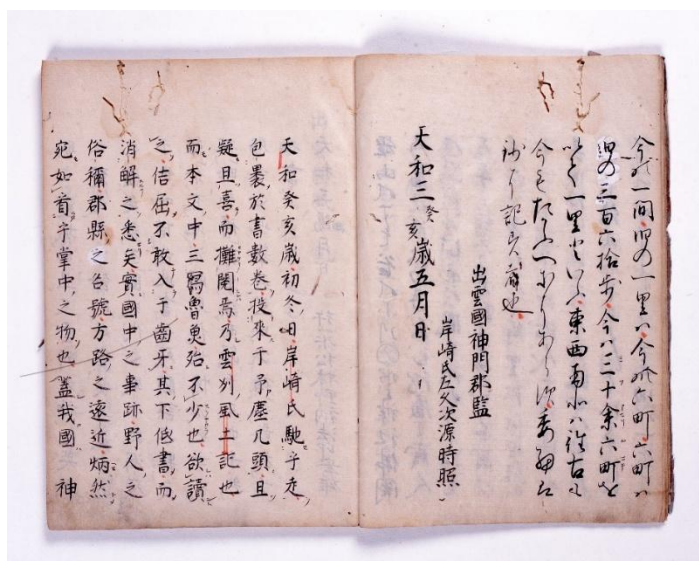
【字配り】 9行

【蔵書印】 朱文方印「大社向上官出雲孝始」・「佐草庫書」、墨文方印「荏田左進」

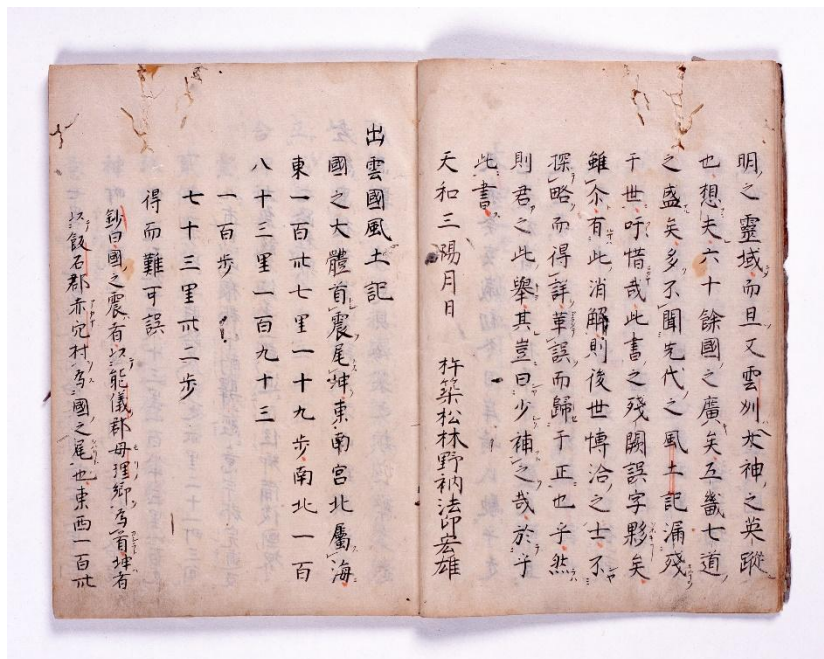


左：第一冊表紙
外題「風土記 一」

右：第一冊扉表
内題「雲州風土記」



第一冊 岸崎序文（一部）



第一冊 宏雄序文（一部）



第四冊 宏雄跋文

(参考文献)

- ・ 岡宏三 2021 「書誌解題と塗抹等一覧」(『影印 出雲風土記鈔』島根県教育委員会)
- ・ 大日方克己 2021 「『出雲風土記抄』の成立と諸本」(『影印 出雲風土記鈔』島根県教育委員会)
- ・ 高橋周 2023 「『出雲国風土記』の写本と写本系統」(『出雲国風土記一校訂・注釈編一』島根県教育委員会)
- ・ 高橋周 2025 「補訂本『出雲風土記鈔』の成立と展開」(『近世写本文化論』八木書店出版部)
- ・ 吉永壮志・橋本剛 2026 「資料調査 出雲国風土記写本の調査 (22)」(『古代文化研究』34)

【参考】

- (1) 今回の答申により、県指定の有形文化財の件数は 220 件（うち、古文書 25 件、典籍 3 件）となる。
- (2) 前回の有形文化財の指定は令和 8 年 3 月（うち、古文書は平成 20 年以来 18 年ぶり、典籍は昭和 49 年以来 52 年ぶり）である。